

介護予防・日常生活支援 総合事業に係る 事業者指定説明会

日進市健康福祉部介護福祉課介護保険係

平成28年6月27日

日進市指定介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

日進市においては、平成28年10月の事業開始に先立ち、事業者指定の申請受付を開始します。

(1) 予防訪問介護相当サービス

【緩和型】

(2) 訪問型サービスA

(3) 予防通所介護相当サービス

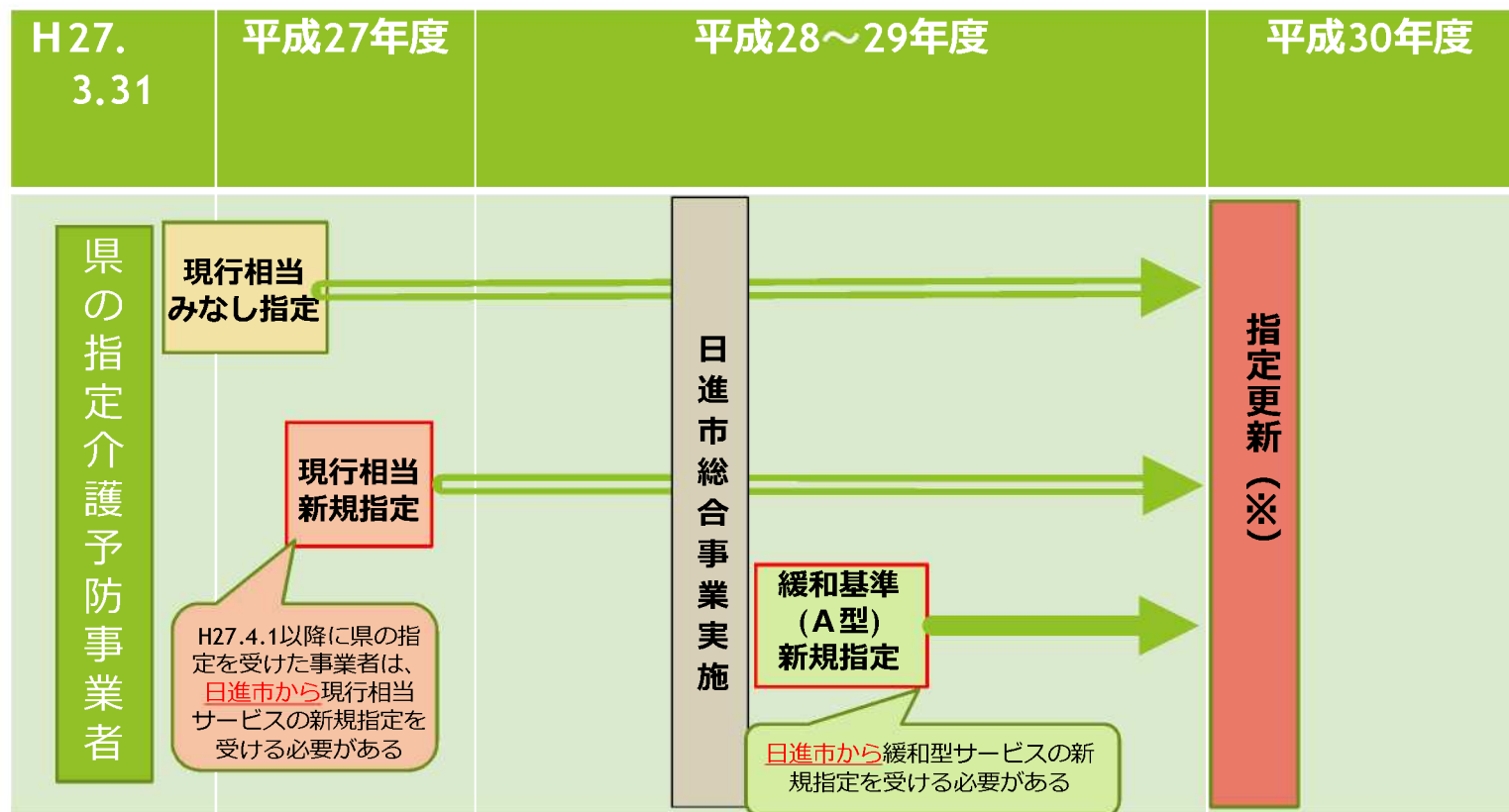
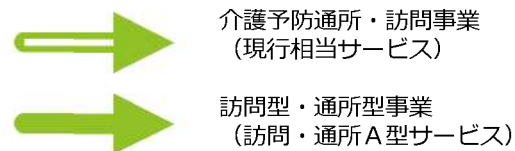
【緩和型】

(4) 通所型サービスA

既に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている場合の特例

- ▶ 平成27年3月31日以前に上記指定を受けている場合はそれぞれ、総合事業における
 - (1) 予防訪問介護相当サービス
 - (2) 予防通所介護相当サービスの指定を受けているものとみなされます。
→指定申請不要（平成30年3月31日まで）
- ▶ 平成27年4月1日以降に県から指定を受けている場合 →指定申請の手続が『必要』です。

事業者指定の流れ



※日進市は当初の指定期限を、すべてのサービスについて平成29年度末とする予定です。

サービスの基準・単価（現行相当サービス）

（１）予防訪問介護相当サービス

- ▶ 人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護と同様の基準とします。
- ▶ 現行の単価に順ずる。（加算・減算現行どおり）
 - ・ 週1回 1,168単位/月
 - ・ 週2回 2,335単位/月
 - ・ 1回あたり 266単位
 - ・ 1単位の単価 7級地 10.21円

サービスの基準・単価（現行相当サービス）つづき

（２）予防通所介護相当サービス

- ▶ 人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防通所介護と同様の基準とします。
- ▶ 現行の単価に順ずる。（加算・減算現行どおり）
 - ・ 週1回 1,647単位/月
 - ・ 週2回 3,377単位/月
 - ・ 1回あたり 378単位
 - ・ 1単位の単価 7級地 10.14円

サービスの基準・単価（緩和型サービス）

（３）訪問型サービスＡ

- ・ 一体型

- ▶ 人員基準 現行相当に加え、サービスＡ利用者に対して必要数

- ・ 単独型

- ▶ 管理者：専従１以上
 - 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可
- ▶ サービス提供責任者：必要数
- ▶ 従業者：必要数
 - 【要件】...又は一定の研修受講者

サービスの基準・単価（緩和型サービス）つづき

（3）訪問型サービスA

▶ 単価

- 1回あたり 200単位
- 1単位の単価 10円

サービスの基準・単価（緩和型サービス） つづき 2

（４）通所型サービスＡ

- ・ 一体型

- ▶ 人員基準 現行相当に加え、サービスＡ利用者に対して必要数

- ・ 単独型

- ▶ 管理者：専従１以上
- ▶ 従業者：
 - 15人まで：専従1以上
 - 15人～：必要数
 - 支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可

サービスの基準・単価（緩和型サービス） つづき 3

▶ 単価

- 送迎あり 350単位/回
- 送迎なし 300単位/回
- 1単位の単価 10円

10

指定申請の手続について

- ▶ 申請先 日進市役所介護福祉課介護保険係
- ▶ 平成28年10月1日指定分の申請受付について
 - （原則）平成28年8月31日までといたします。
- ▶ 事前協議を含め、持参方式とします。様式等をご案内いたしますので、事前にご連絡ください。
 - 電話 0561-73-1495
 - ファックス 0561-72-4554
 - メール kaigofukushi@city.nisshin.lg.jp

指定申請書類（例）

- ▶ 指定申請書
- ▶ 指定に係る記載事項
- ▶ 定款等
- ▶ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ▶ 資格証の写し、雇用契約等の写し
- ▶ 管理者・責任者経歴書
- ▶ 平面図・運営規定
- ▶ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ▶ 資産の状況
- ▶ 介護保険法第115条の45第2項の規定に該当しない誓約書
- ▶ 役員名簿 等

次回事業者説明会の予定

- ▶ 平成28年8月23日（火）
- ▶ 会場：中央福祉センター（予定）
- ▶ 本日の説明会につきまして、ご質問等がございましたら、別紙質問票をご利用ください。